

第 75 回

職員の給与等に関する報告および勧告

令和 7 年 9 月

福井県人事委員会



人 委 第 4 4 2 号
令和 7 年 9 月 3 0 日

福井県議会議長 宮本 俊 様
福井県知事 杉本 達治 様

福井県人事委員会
委員長 野村 直之

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報 告

1 職 員 の 給 与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員、企業職員および臨時・非常勤の職員等を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年4月「令和7年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第1表に示すとおり、在職者数は、12,827人であって、これら在职者の平均年齢は40.7歳であり、また、その男女別構成は男54.7%、女45.3%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の6種9給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料334,603円、扶養手当8,932円、地域手当4,204円、計347,739円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料359,403円、扶養手当8,787円、地域手当4,933円、計373,123円である。

第1表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	福祉職	全給料表
区 分				(1)	(2)		(1)	(2)	(3)		
平均 給 与 月 額	給 料	334,603	338,829	397,762	374,034	358,739	507,281	332,498	326,911	338,641	359,403
	扶養手当	8,932	13,169	9,655	7,113	8,055	14,433	7,984	5,264	2,841	8,787
	地域手当	4,204	3,544	4,094	3,864	3,758	85,281	3,439	3,330	3,415	4,933
	計(円)	347,739	355,542	411,511	385,011	370,553	606,995	343,921	335,505	344,897	373,123
在職者数(人)		3,449	1,723	1,840	4,219	291	163	288	832	22	12,827
性別 (人)	男	2,157	1,514	970	1,815	211	132	110	104	2	7,015
	女	1,292	209	870	2,404	80	31	178	728	20	5,812
学歴 (人)	大 学	2,735	1,133	1,705	4,152	281	163	231	294	16	10,710
	短 大	310	21	54	67	8		57	519	6	1,042
	高 校	403	569	80		1			19		1,072
	中 学	1		1		1					3
平均年齢(歳)		41.1	37.3	44.2	40.8	40.8	44.6	39.0	37.2	36.5	40.7
平均経験年数(年)		19.1	16.0	21.5	18.2	18.1	21.5	16.5	15.4	14.2	18.4

- (注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額を含む。
 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。
 3 暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」附則第22項により給料月額が決定される職員は含まれていない。(以下、第4表までについて同じ。)
 4 教育職(1)の適用機関は県立学校、教育職(2)の適用機関は市町立学校である。

(2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は4,823人で、全職員の37.6%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は0.8人(受給職員平均では2.0人)となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は8,787円(受給職員平均では23,369円)となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	4,823	37.6	0.8 〔受給職員 平均では 2.0〕	8,787 〔受給職員 平均では 23,369〕
扶養親族 1人	1,540	12.0		
2人	1,911	14.9		
3人	1,080	8.4		
4人	249	1.9		
5人	37	0.3		
6人以上	6	0.0		
扶養手当非受給職員	8,004	62.4		
計	12,827	100.0		

(注) 「割合」は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は2,403人で全職員の18.7%を占めている。

なお、受給職員1人当たりの平均手当月額は25,237円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分		該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
		人員(人)	割合(%)	
住 居 手 当 受 給 職 員		2,403	18.7	25,237
借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	9	0.1	25,312
	手当額11,000円を超え28,000円未満の受給者	1,428	11.1	
	手当額28,000円の受給者	950	7.4	
配偶者の居住する借家・借間		17	0.1	13,206
住 居 手 当 非 受 給 職 員		10,424	81.3	
計		12,827	100.0	4,728

(注) 「借家・借間」および「配偶者の居住する借家・借間」には、職員の居住する借家・借間に係る住居手当および配偶者の居住する借家・借間に係る住居手当の両方を受給している職員(1名)を含む。

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は10,626人で全職員の82.8%を占めており、その内訳は交通機関等利用者694人(受給職員の6.5%)、交通用具使用者9,637人(同90.7%)、併用者295人(同2.8%)となっている。

また、通勤手当受給職員のうち自動車使用者は9,358人(88.1%)を占めている。

なお、交通機関等利用者についてみると、受給職員1人当たりの平均手当月額は11,017円となっている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	区 分	該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
		人 員(人)	割 合(%)	
通勤手当受給職員		10,626	82.8 (100.0)	13,493
交通機関等利用者		694	5.4 (6.5)	11,017
	55,000円までの者	693	5.4 (6.5)	
	55,000円を超える者	1	0.0 (0.0)	
交通用具使用者		9,637	75.1 (90.7)	13,527
	自転車	268	2.1 (2.5)	
	原動機付自転車等	11	0.1 (0.1)	
併用者	自動車	9,358	73.0 (88.1)	18,196
		295	2.3 (2.8)	
	55,000円までの者	294	2.3 (2.8)	
	55,000円を超える者	1	0.0 (0.0)	
通勤手当非受給職員		2,201	17.2	
計		12,827	100.0	11,178

(注) ()内の数値は、通勤手当受給職員を100としたときの割合である。

2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 402 事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 109 事業所を対象に、「令和 7 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 5,010 人および研究員、教員等 54 職種の 199 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。

なお、後記 3 のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行ったことから、令和 7 年の職員の給与と民間の給与との比較にあたっては、企業規模 100 人以上の事業所における調査結果を用いた。

同時に、給与改定の状況や諸手当の支給状況等についても調査を行った。

○給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）についてベースアップを実施した事業所の割合は 80.3%、ベースアップを中止した事業所およびベースダウンを実施した事業所は 0.0%となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 89.9%となっている。昇給額が、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 35.6%、減額となっている事業所の割合は 3.8%、変化のない事業所が 50.5%となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	80.3	0.0	0.0	19.7
課長級	75.8	4.6	0.0	19.6

(注) 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
係員	94.9	89.9	35.6	3.8	50.5	5.0	5.1
課長級	87.9	83.1	36.6	4.8	41.7	4.8	12.1

(注) 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 比較方法の見直し

人事院は、本年の給与勧告において、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、官民給与の比較方法の見直しを行ったところである。これらの見直し理由については本県にも当てはまるものと考えられることから、人事院と同様、本年の公民給与の比較方法について、比較対象企業規模を 50 人以上から 100 人以上に改めることとする。

比較方法の見直しを行った上で、本年の公民給与の比較を行った結果については次のとおりである。

(2) 月例給

前記の「令和 7 年福井県職員給与実態調査」および「令和 7 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、ラスパイレス比較（注 1）し、その較差を算定したところ、第 7 表に示すとおり、民間給与が職員給与を 11,028 円（3.01%）上回っている。

第 7 表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民 間 給 与 (A)	377,705 円
職 員 給 与 (注 2) (B)	366,677 円
較 差 (A) - (B)	11,028 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	3.01%

(注 1) 職員の構成を役職段階、学歴、年齢階層別に区分し、4 月分の職員の平均給与月額と、これと条件を同じくする民間の平均給与月額のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較（新規学卒の採用者は含まれていない。）

(注 2) 職員給与には、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当等を含む。

(3) 特別給

「令和 7 年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に
おいて、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第 8 表に示
すとおり所定内給与月額の 4.63 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年
間平均支給月数 4.60 月を上回っている。

第8表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均給与月額	下半期 (A1)	347,043 円
	上半期 (A2)	347,803 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	810,783 円
	上半期 (B2)	795,845 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.34 月分
	上半期 (B2/A2)	2.29 月分
年 間 の 合 計		4.63 月分

(注) 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から令和7年7月までの期間をいう。

4 人事院の報告等

人事院は、本年8月7日、国家公務員法等の規定に基づき、国会および内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、職員の給与に関する報告および勧告を行った。

それらの概要は、次のとおりである。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに


激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ・ 国家公務員行動規範の周知・啓発
- ・ 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- ・ 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- ・ 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- ・ 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- ・ 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- ・ 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- ・ 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】
- ・ 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- ・ 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- ・ 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- ・ インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- ・ 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- ・ 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに


官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - ・ 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - ・ 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➔ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

- 俸給
 - ・ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
 - ・ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- 本府省業務調整手当
 - ・ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
 - ・ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- 特勤勤務手当等
 - ・ 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
 - ・ 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

-7-

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

5 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講ずる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給が民間給与を11,028円(3.01%)下回っていた。また、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給の年間支給割合は4.63月で、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.60月)が民間事業所の特別給を0.03月下回っていた。

本委員会としては、本年の職種別民間給与実態調査の結果や国家公務員の給与制度および人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給および特別給の引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

なお、人事院は、本年の「公務員人事管理に関する報告」において、国家公務員の給与制度を、毎年の適正な人事評価に基づき高い能力・実績のある人材が登用され、より職務・職責に見合った給与が支給される体系に移行するため、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めている。本県においても、国や他の自治体の状況を踏まえた所要の検討を行うことが必要である。

ア 改定すべき事項

(ア) 給料

給料表については、職員の月例給与が民間給与を下回ることとなったことから、人事院勧告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮し、公民較差を踏まえた所要の引上げ改定を行う必要がある。

(イ) 諸手当

a 初任給調整手当

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じ、所要の改定を行う必要がある。

b 地域手当

地域手当については、昨年度、国家公務員の給与制度に準じ、級地区分および支給割合等の改定を行うことを基本とし、支給割合については、地域手当が地域の民間給与の適切な反映を目的としていることを考慮し、県民の理解と納得を前提としつつ、民間給与の実態に応じて見直すことが適当であると報告した。

上記(ア)のとおり、人事院勧告における国家公務員俸給表の見直し内容を踏まえ、給料表の引上げ改定を行った場合、地域手当を含めた職員給与は、民間給与と概ね均衡することとなった。したがって、県内に所在する公署に在勤する職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)に対する地域手当の支給割合は、現行の水準を維持することが適当である。

c 通勤手当

通勤手当については、人事院勧告において、駐車場等の利用に対する手当の支給について勧告されていることを踏まえ、本県においても、職員の通勤の実情に鑑み、適切に対応する必要がある。

d 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じ、所要の改定を行う必要がある。

e 期末手当および勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を引き上げる必要がある。支給月数の引上げ分は、期末手当および勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当および勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降においては、期末手当および勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期および12月期で均等になるよう定めることとする。

f 特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当およびへき地手当

特地勤務手当およびへき地手当と地域手当との調整措置の廃止や特地公署または準特地公署への採用に伴い転居を行った職員に対する特地勤務手当に準ずる手当の支給など、人事院勧告に準じた改定を行うことが適当である。

g 職員の月例給与水準を適切に確保するための手当

人事院勧告において、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置することとされている。本県においても、人事院勧告に準じ、同等の手当を創設する必要がある。

イ 改定の実施時期

この給与改定は、令和7年4月1日から実施することとする。ただし、アの(イ)cの改定については令和8年4月1日から、同gの創設については地方自治法改正後速やかに実施することとする。

(2) 人材の確保・育成

近年、人口減少を背景に全国的に公務員試験受験者が減少しており、国や全国の自治体において、採用試験の前倒し、受験年齢の引下げ、受験資格の緩和など、採用手法の見直しが進められている。今後も激しい人材獲得競争が見込まれる中、本県においても、県政運営を担う人材の確保・育成は喫緊の課題となっている。

このため、採用予定数を確保することが困難となっている技術職を中心に、受験年齢の引下げや、従来型の試験とは異なる能力実証方法の導入など、時流に合わせた採用手法等の検討が必要である。

また、公務員を目指す優秀な人材に「選ばれる」職場となるため、県職員の仕事の魅力向上とその魅力の戦略的な発信とを両輪で進めていくことが重要である。県職員の仕事の魅力向上については、職場に求めるものとして、「仕事のやりがい」「自己成長」「組織への貢献の実感」が重視される中、職員一人ひとりが「やる気」「やりがい」「成長実感」を得られ、かつ多様な

働き方を選択できるキャリア形成支援および職場環境づくりを進めていく必要がある。戦略的な情報発信については、SNSを活用した広報、福井県庁ナビゲーター制度の活用、大学カリキュラムとの連携など、切れ目ないリクルート活動を展開していく必要がある。

さらに、多様な考え方がより多く反映される、豊かで活力ある職場環境の実現に向け、意欲と能力のある女性職員や若手職員を積極的に登用し、キャリア研修の実施や様々な働き方をする先輩職員（ロールモデル）の事例紹介など、その活躍をサポートする体制を充実させることが必要である。

（３）仕事と家庭の両立支援

本格的な少子高齢化を迎え働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中、個々の職員がその希望や置かれている事情に応じた柔軟で効率的な働き方を選択できる勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率や県民サービスの向上、今後の多様で有為な人材の確保の観点からも重要である。

本県では、テレワークや早出遅出勤務、フレックスタイム制といった、ワーク・ライフ・バランスの実現を促す制度が施行されているが、これらの利用をさらに促進するとともに、職場内のコミュニケーションの活性化などにより、職員のウェルビーイングを高め、組織としてパフォーマンスを最大化するような環境整備を進める必要がある。

各任命権者においては、次世代育成支援対策推進法および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を策定し、職員の仕事と家庭の両立支援などに取り組んでいる。仕事と家庭の両立支援に加え女性の活躍推進の面からも、男性の育児参加が重要であることから、現計画においては、特に男性職員の子育て応援のために「育児に伴い合計1か月以上の休暇・休業を取得する男性職員の割合」や「男性の育児参加を目的とした特別休暇の取得率」などを目標値としている。引き続き、休暇制度等の趣旨や内容の周知徹底を図り、制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、休暇・休業を取得する職員の業務を職場全体でサポートできるように職場環境を整えることが重要である。

また、職員が兼業を通じて主体的に学びを深め、本業では得られない知識や人脈を獲得し、自己実現を達成することは、職員の自律的なキャリア形成の促進やモチベーションの向上にもつながるものであり、兼業制度の活用促進を図っていく必要がある。

（４）職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって大切であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを継続的に提供するという観点からも重要である。

心身の健康づくりのためには、予防や早期発見・早期対応に取り組むことが肝要であり、各任命権者においては、定期健診やメンタルヘルスに関する研修の実施、相談体制の充実などの様々な取り組みを行っている。特にメンタルヘルスの面においては、ストレスチェックの受検や医師による面接指導の実施を徹底し、職員の心の不調を未然に防止することが重要である。

職場管理者にあっては、日頃から職員とコミュニケーションを図り、日常的な行動や健康状態の適切な把握、職員が抵抗なく相談できるような信頼関係の構築、職員の健康状態に配慮した業務分担の変更等に引き続き努めるとともに、職員が生活時間を確保し生産性の高い働き方

が可能となるよう配慮することが必要である。個々の職員においても自らの心身の健康状態を把握し、早期に相談窓口に相談するなどのセルフケアに努めることが必要である。

なお、安全で健康に働くことのできる職場づくりのため、職場管理者にあっては、産業医の選任や衛生委員会での審議等、法令上求められている労働安全衛生管理体制を整備した上で、職場の労働環境や職員の勤務実態を把握し、労働基準監督機関に対する報告・届出等を適切に行うとともに、労働安全の確保や勤務条件の管理を徹底する必要がある。

(5) 超過勤務時間の縮減

超過勤務時間の縮減は、職員の心身両面の健康保持、ワーク・ライフ・バランス、さらには公務能率の向上という観点に加え、少子高齢化や厳しい人材確保競争の中で、多様で有為な人材を確保し、職員が意欲を持って働くことを可能とするためにも極めて重要な課題となっている。

本県においては、超過勤務命令を行うことができる上限時間（原則、1箇月に45時間かつ1年に360時間）を設定しており、各任命権者において、この遵守を徹底するとともに、職場管理者による声掛けの徹底や夏季における全庁一斉消灯退庁日（ライトダウンデー）の拡充実施など、超過勤務の縮減に向けた取組みが行われている。

各任命権者においては、超過勤務のさらなる縮減に向けて、引き続き業務のスリム化・効率化などを進めるとともに、適正な人員配置に取り組む必要がある。DXの推進については、「福井県DX推進プログラム」に基づき、電子決裁やRPAの活用などに加え、生成AIの業務への有効活用やペーパーレス化の促進、書面や対面といったアナログ規制の見直しなどにより行政のさらなるデジタル化を推進していくとともに、これらの取組みを着実に推し進めるため、「福井県職員デジタル人材育成方針」に基づき、全ての職員がデジタル技術やデータの利活用に関するスキル・マインド・知識・リテラシーを深め、それらを手段の一つとして使いこなせるよう計画的かつ組織的に育成することが不可欠である。

業務の生産性向上のため、職場管理者にあっては、自らが先頭に立って仕事の進め方を見直すとともに、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、災害対応などの特例業務の状況にも配慮して部署内の業務の平準化を図り、超過勤務の事前命令および実績管理を徹底するなど、職員の勤務管理を適切に行うことが必要である。また、職員に対し、コスト意識を持って、日頃から計画的かつ効率的に業務に取り組むよう意識改革を促し、管理職員、一般職員それぞれに対する研修により、タイムマネジメント能力の高い職員を育成する必要がある。

さらに、業務の合理化等を行ってもなお長時間の超過勤務により対応せざるを得ない場合には、各任命権者において、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の速やかな確保に努める必要がある。

なお、テレワークや早出遅出勤務など場所や時間にとらわれない新しい働き方においても、勤務データの可視化により職員の勤務実態を把握し、その集計・分析を通じて勤務時間を適切に管理し業務分担を見直すなど、長時間勤務の抑制に繋げることが重要である。

(6) 学校現場における負担軽減

学校現場を取り巻く環境は以前から複雑化・多様化し、保護者や地域からの学校に対する期

待が高まっていることなどから、日々の業務が積み重なり、教育職員の勤務環境の改善が急務となってきた。教育職員が心身ともにゆとりをもって子どもと向き合えるよう、働きがいと働きやすさを両立する働き方改革を積極的に推進する必要がある。

教育委員会においては、「福井県教育委員会が行う義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に基づき、時間外在校等時間の上限を原則1箇月に45時間かつ1年に360時間とする方針を定めている。引き続き、教員の時間外在校等時間を適切に把握した上で、学校教育の質の向上のため、教員にしかできない業務に集中できるよう、業務を適正化し、授業準備や事務作業の負担を軽減するとともに、学校運営支援員や部活動指導員などの外部人材を活用し、教員の業務をサポートする体制を整備することが重要である。また、教員間での情報交換や保護者等間の連絡手段のデジタル化、会議資料や各種手続きに係る書類のペーパーレス化等、ICTの活用により校務処理の負担軽減を図ることが重要である。その上で、管理職員には、個々の教員に負担や責任が集中しないよう、リーダーシップをもって組織マネジメントを行うことが求められる。

近年は公立学校の教員採用試験の志願者倍率が低下しており、教員のなり手不足が深刻化し、優れた人材の確保が困難となることが懸念されている。質の高い教育や個々の児童生徒に応じた指導を継続して行うためには、学校現場における働きやすい環境の整備を進め、教員の確保を図るとともに、産休・育休者や病休者などの代替教員の速やかな補充に努める必要がある。

また、保護者などからの要望や提案等への対応が長時間の時間外勤務や精神的な負担の要因になっている実態にも配慮し、教員が個人として対応するのではなく、学校が組織として対応することも必要であり、さらに、過剰な苦情や不当な要求など学校だけでは解決が難しい事案については、教育委員会等の行政と学校が協力しながら対応することが重要である。

なお、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の趣旨を踏まえ、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営および指導の促進ならびに教員の処遇改善を図るため、実効性のある計画を策定し、継続的なフォローアップを行うとともに、教職調整額の引上げなどの措置を着実に実施することが必要である。

（7）定年引上げへの対応

令和5年4月からの定年引上げに伴い、60歳を超える職員が引き続き勤務する体制が本格化している。これに伴い、組織内の年齢構成が変化し、職員のキャリア形成や人材配置、業務運営に課題が生じている。高齢期職員の幅広い職務における活躍を促し、多様な知識や経験を公務内で積極的に活用するため、その役割を明確化し、組織への貢献を高める人事管理の在り方の検討などを進める必要がある。

また、定年引上げに伴い、高齢期職員が自らのライフプランに合った働き方を選択できるよう、各任命権者においては情報提供や研修の実施、能力を発揮しやすい職務および配置の検討などサポート体制を充実させるとともに、若手職員の指導・育成において、その知見を存分に発揮してもらうなど、引き続き意欲的に働ける環境を整備することが重要である。

(8) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントについては、組織の正常な業務運営の障害となるとともに職員の勤労意欲を減退させ、ひいては精神疾患に陥る職員を発生させる要因ともなり得るものであり、労働施策総合推進法などにより、事業主に対してハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置が義務付けられている。人事委員会事務局内に設置している人事相談所に寄せられる相談内容のうち、勤務条件に関するものと並んで最も多いのがハラスメント関係であり、ハラスメントに対する職員の意識が高まっていることがうかがえる。

これまで各任命権者においては、相談窓口の設置、ハラスメント防止ハンドブックの整備、職員研修の実施など、その防止対策に努めているところであるが、これらの実効性を高めるため、職員や職場管理者への周知・啓発をさらに図るとともに、相談しやすい雰囲気づくりなど環境の確保にも積極的に取り組んでいく必要がある。

特に、職場管理者にあっては、ハラスメント防止対策に十分配慮し、職場秩序が良好に保たれているか日頃から目を配り、管理職員としての役割やあるべき行動等の重要性を認識しつつ、引き続きハラスメントを根絶する強い意志を持って対策に取り組んでいくことが必要である。

また、ハラスメントの事実が確認された場合には、その背景を分析した上で再発防止策を講じるなど迅速かつ適切な対応を取るとともに、プライバシーの保護などの措置も併せて講じるべきである。

さらに、行政サービスの利用者等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）への対応については、労働施策総合推進法の改正により、地方公共団体にカスタマー・ハラスメント対策の実施が義務付けられることとなった。各任命権者においては、マニュアルや対応研修において、所属や職員の具体的な対応方法を周知しているところであるが、引き続き、組織として対応する体制を強化し職員の心理的負担を軽減するとともに、発生後の迅速かつ適切な対応にも取り組む必要がある。

(9) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

しかしながら、依然として飲酒運転などの交通法規違反や職員によるわいせつ行為、情報漏洩など公務に対する県民の信頼を大きく損なう事案の発生が後を絶たず、県民の不信感を募らせる結果を招いている。

改めて職員一人ひとりが、自らの行動が県民の公務に対する信用に影響を与えることを強く認識し、公務の内外を問わず法令遵守を徹底していかなければならない。また、公務の執行者としての責務や公務の活動に要する費用は税金によって賄われていることを常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという高い倫理観・使命感を持って、自らの行動を律するよう努め、全力で職務に精励することが必要である。

このため、各任命権者においては、職員研修等のあらゆる機会を通じ、これまで以上に職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図ることが肝要である。

また、職場管理者にあっては、職員一人ひとりの勤務状況や勤務態度を常に把握し、日頃から適時適切な指示および指導を行うとともに、個人の資質の問題として片付けるのではなく、

行為のきっかけとなる状況を組織的に防ぐ手立てを講じるため、職場における倫理観の向上に努め公務員倫理の徹底を図っていくことが必要である。

(10) 非常勤職員の適切な処遇

行政ニーズが多様化する中、臨時・非常勤職員といった多様な任用・勤務形態の職員は、地方行政の重要な担い手であり、その能力を十分に発揮できる働きやすい環境を整備することが必要不可欠となっている。

近年、有効求人倍率が上昇し人材獲得競争がし烈になり、非常勤職員の人材確保も厳しさを増す中、行政サービスの提供を支える人材を安定的に確保するという観点からも、休暇・休業制度の充実が図られている中、各任命権者においては適正な任用や勤務条件が確保されるよう、引き続き適切に対応していく必要がある。

(11) 組織力の強化

近年、住民意識の多様化や地域コミュニティの弱体化といった要因を背景に、行政サービスの需要が増大している。限られた人員で様々な行政課題を解決するため、「人財」を最大限に活用するとともに、組織力を強化することが必要である。

気象災害が激甚化・頻発化する中、県内はもとより、近隣自治体に対しても迅速な支援を行うため職員を派遣する機会が生じうる。限られた職員で支援活動を実施し、同時に従来の業務を継続していくためには、柔軟で機動的な組織体制の構築および組織運営が重要である。

また、全国規模のイベントなどによる一時的な業務量の増加に対応するためには、外部人材の有効活用のほか、全庁的あるいは部署間でのサポート体制が不可欠である。関係部署が協力し合える仕組みを整えるなどして組織内部の連帯感を醸成し、職員に過度の負担が生じないよう措置を講じる必要がある。

さらに、不適切な会計処理は県に無用な損害を及ぼすとともに、県民の信頼を著しく損ねるものである。職場管理者にあっては、内部統制制度を基本に誤りを防ぐ仕組みを強化し、再発防止策を着実に実施するなど、組織として人為的ミスや不適事項を極小化するための対策を講じる必要がある。

(12) 適正な給与の確保

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、有為な人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、効率的な行政運営に寄与するものである。

議会および知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）、福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額を人事院勧告に準じて改定すること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。

イ 特地勤務手当に準ずる手当について

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署または準特地公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

ウ 期末手当および勤勉手当について

(ア) 令和 7 年 12 月期の支給割合

α 特定幹部職員（同条例第 21 条第 2 項に規定する職員）以外の職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を現行の 1.25 月分から 0.025 月分引き上げ、1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、現行の 0.7 月分から 0.025 月分引き上げ、0.725 月分）とし、勤勉手当の支給割合を現行の 1.05 月分から 0.025 月分引き上げ、1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、現行の 0.5 月分から 0.025 月分引き上げ、0.525 月分）とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を現行の1.05月分から0.025月分引き上げ、1.075月分(定年前再任用短時間勤務職員については、現行の0.6月分から0.025月分引き上げ、0.625月分)とし、勤勉手当の支給割合を現行の1.25月分から0.025月分引き上げ、1.275月分(定年前再任用短時間勤務職員については、現行の0.6月分から0.025月分引き上げ、0.625月分)とすること。

(イ) 令和8年6月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.25月分から0.0125月分引き上げ、1.2625月分(定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の0.7月分から0.0125月分引き上げ、0.7125月分)とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ現行の1.05月分から0.0125月分引き上げ、1.0625月分(定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の0.5月分から0.0125月分引き上げ、0.5125月分)とすること。

b 特定幹部職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.05月分から0.0125月分引き上げ、1.0625月分(定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の0.6月分から0.0125月分引き上げ、0.6125月分)とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ現行の1.25月分から0.0125月分引き上げ、1.2625月分(定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の0.6月分から0.0125月分引き上げ、0.6125月分)とすること。

エ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置について

(ア) 職員の月例給与水準を適切に確保するための手当を新設し、新たに採用された職員等に対し、当該職員に適用される給料表の支給月額のうち、当該職員の属する職務の級および職員の受ける号給に応じた額ならびにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年福井県条例第2号)第2条第1項の勤務時間を考慮して1時間あたりに換算した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回るときは、その差額を踏まえて人事委員会規則で定めるところにより算出した額を支給すること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員については、(ア)の職員の属する職務の級および職員の受ける号給に応じた額に関し所要の措置を講ずること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の1.725月分から0.05月分引き上げ、1.775月分とする
こと。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.725月分から
0.025月分引き上げ、1.75月分とする。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当および勤勉手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の0.95月分から0.025月分引き上げ、0.975月分とし、勤
勉手当の支給割合を現行の0.875月分から0.025月分引き上げ、0.9月分とする。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の0.95月分から
0.0125月分引き上げ、0.9625月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給
割合をそれぞれ現行の0.875月分から0.0125月分引き上げ、0.8875月分とする。

4 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(イ)、2の(2)
のイおよび3の(2)のイについては令和8年4月1日から、1の(2)のエについては地方自
治法改正後速やかに実施すること。

教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区 分	職務の 級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級					
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額					
定 年 前 再 任 時 勤 務 員 以 外 の 員	1	212,900	259,800	389,400	464,700	77	305,200	383,400		
	2	215,300	261,200	390,900	466,500	78	305,800	384,800		
	3	217,600	262,600	392,300	468,300	79	306,500	386,200		
	4	219,900	264,000	393,700	470,100	80	307,100	387,500		
	5	222,100	265,400	395,100	471,800	81	307,600	388,800		
	6	224,400	266,600	396,500	473,500	82	308,200	390,200		
	7	226,600	267,800	398,000	475,400	83	308,900	391,500		
	8	228,800	269,000	399,400	477,200	84	309,600	392,800		
	9	231,000	270,300	400,700	478,900	85	310,200	393,900		
	10	233,200	271,400	402,100	480,500	86	311,000	395,300		
	11	235,400	272,500	403,600	482,100	87	311,700	396,600		
	12	237,600	273,700	405,100	483,600	88	312,300	397,900		
	13	239,800	275,000	406,400	485,100	89	313,000	399,100		
	14	241,900	276,700	407,900	486,400	90	313,800	400,400		
	15	244,000	278,400	409,400	487,800	91	314,600	401,500		
	16	246,100	280,100	410,900	489,100	92	315,400	402,700		
	17	248,200	281,800	412,300	490,300	93	315,900	403,900		
	18	250,000	283,800	413,900	490,900	94	316,700	405,000		
	19	251,700	286,000	415,500	491,500	95	317,500	406,200		
	20	253,400	288,200	417,000	492,200	96	318,300	407,400		
	21	255,100	290,400	418,200	492,800	97	318,900	408,800		
	22	256,400	292,600	419,600	493,500	98	319,600	409,800		
	23	257,700	294,800	421,000	494,200	99	320,400	410,800		
	24	258,900	296,900	422,300	494,900	100	321,100	411,800		
	25	260,100	298,900	423,900	495,500	101	321,900	412,700		
	26	261,300	300,800	425,300	496,200	102	322,700	413,700		
	27	262,500	302,700	426,600	496,900	103	323,600	414,800		
	28	263,700	304,500	428,000	497,600	104	324,400	415,900		
	29	264,800	306,300	429,400	498,200	105	325,000	416,600		
	30	265,800	308,200	430,700	498,900	106	325,800	417,500		
	31	266,900	310,000	432,200	499,600	107	326,600	418,400		
	32	267,900	311,700	433,700	500,300	108	327,400	419,300		
	33	269,000	313,400	435,300	500,900	109	328,100	420,100		
	34	270,100	315,200	436,700		110	328,500	420,900		
	35	271,300	316,900	438,300		111	328,800	421,700		
	36	272,600	318,500	439,800		112	329,300	422,500		
	37	273,800	320,100	441,500		113	329,800	423,100		
	38	274,900	321,800	443,000		114	330,200	423,800		
	39	276,100	323,600	444,600		115	330,600	424,500		
	40	277,200	325,300	446,200		116	331,000	425,200		
	41	278,500	326,600	447,700		117	331,500	425,800		
	42	279,500	328,500	449,200		118	332,000	426,300		
	43	280,500	330,300	450,400		119	332,400	426,600		
	44	281,400	332,000	451,600		120	332,900	426,900		
	45	282,000	333,600	452,800		121	333,400	427,200		
	46	282,800	335,500	454,100		122	333,800	427,500		
	47	283,600	337,200	455,300		123	334,200	427,800		
	48	284,400	338,900	456,500		124	334,700	428,000		
	49	285,100	340,600	457,600		125	335,200	428,200		
	50	285,900	342,300	458,800		126	335,500	428,500		
	51	286,600	344,000	460,000		127	335,800	428,800		
	52	287,400	345,700	461,200		128	336,100	429,000		
	53	288,200	347,400	462,400		129	336,300	429,200		
	54	289,000	348,700	463,600		130	336,600	429,500		
	55	289,700	350,000	464,800		131	336,900	429,800		
	56	290,500	351,300	466,000		132	337,100	430,000		
	57	291,200	352,800	467,100		133	337,300	430,200		
	58	291,800	354,400	467,700		134	337,500	430,500		
	59	292,600	355,900	468,200		135	337,700	430,800		
	60	293,400	357,500	468,700		136	338,000	431,000		
	61	294,100	358,900	469,200		137	338,300	431,200		
	62	294,700	360,500	469,800		138	338,500	431,500		
	63	295,500	362,100	470,300		139	338,800	431,800		
	64	296,100	363,500	470,800		140	339,100	432,000		
	65	297,100	365,000	471,300		141	339,300	432,200		
	66	297,900	366,600	471,900		142	339,500	432,500		
	67	298,600	368,200	472,400		143	339,800	432,800		
	68	299,300	369,700	472,900		144	340,000	433,000		
	69	299,900	371,200	473,400		145	340,300	433,200		
	70	300,600	372,800	474,000		146	340,500	433,500		
	71	301,300	374,300	474,500		147	340,800	433,800		
	72	302,000	375,800	475,000		148	341,100	434,000		
	73	302,700	377,300	475,500		149	341,300	434,200		
	74	303,400	378,900			150	341,500	434,500		
	75	304,100	380,500			151	341,800	434,800		
	76	304,600	382,000			152	342,100	435,000		
					153	342,300	435,200			
						基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
						円	円	円	円	
						247,200	288,900	348,200	436,000	

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区 分	職務の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級				
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円				
前 用 間 勤 務 員 の 員 外 職	1	212,900	234,000	361,900	448,100	81	305,600	370,200	439,800
	2	215,300	236,400	363,400	449,400	82	306,100	371,500	440,100
	3	217,600	238,800	364,900	450,600	83	306,700	372,800	440,400
	4	219,900	241,300	366,300	451,900	84	307,300	374,000	440,600
	5	222,100	243,700	367,700	453,000	85	307,700	375,200	440,800
	6	224,400	246,100	369,000	454,100	86	308,100	376,400	441,100
	7	226,600	248,500	370,300	455,300	87	308,600	377,500	441,400
	8	228,800	251,000	371,700	456,500	88	309,100	378,600	441,600
	9	231,000	253,400	373,100	457,800	89	309,500	379,600	441,800
	10	233,200	255,000	374,400	459,000	90	310,000	380,700	442,100
	11	235,400	256,600	375,700	460,100	91	310,400	381,800	442,400
	12	237,600	258,200	376,900	461,200	92	310,900	382,900	442,600
	13	239,800	259,800	378,100	462,400	93	311,200	384,000	442,800
	14	241,900	261,200	379,400	463,200	94	311,700	385,100	
	15	244,000	262,600	380,600	464,000	95	312,200	386,100	
	16	246,100	264,000	381,800	464,900	96	312,600	387,200	
	17	248,200	265,400	382,800	465,800	97	312,900	388,200	
	18	250,000	266,600	384,000	466,200	98	313,300	389,200	
	19	251,700	267,800	385,200	466,700	99	313,700	390,100	
	20	253,400	269,000	386,300	467,200	100	314,100	391,000	
	21	255,100	270,300	387,300	467,700	101	314,500	391,800	
	22	256,400	271,400	388,500	468,200	102	314,800	392,800	
	23	257,700	272,500	389,700	468,700	103	315,100	393,600	
	24	258,900	273,700	390,800	469,200	104	315,400	394,500	
	25	260,100	275,000	391,800	469,700	105	315,600	395,300	
	26	261,200	276,700	393,000	470,200	106	315,900	396,200	
	27	262,300	278,400	394,100	470,700	107	316,200	397,100	
	28	263,400	280,100	395,200	471,200	108	316,400	398,000	
	29	264,600	281,800	396,300	471,700	109	316,600	398,800	
	30	265,700	283,800	397,500	472,200	110	316,800	399,700	
	31	266,800	286,000	398,700	472,700	111	317,100	400,700	
	32	267,800	288,200	399,800	473,200	112	317,400	401,600	
	33	268,900	290,400	400,800	473,700	113	317,600	402,200	
	34	269,900	292,600	401,900		114	317,800	403,100	
	35	270,900	294,800	403,100		115	318,000	404,000	
	36	272,000	296,900	404,300		116	318,300	404,900	
	37	273,200	298,900	405,500		117	318,600	405,700	
	38	274,100	300,800	406,800		118	318,800	406,400	
	39	275,100	302,700	407,900		119	319,100	407,200	
	40	276,200	304,500	409,100		120	319,400	408,000	
	41	277,400	306,300	410,200		121	319,600	408,600	
	42	278,500	308,200	411,500		122	319,800	409,300	
	43	279,600	310,000	412,500		123	320,000	410,000	
	44	280,700	311,700	413,600		124	320,300	410,600	
	45	281,600	313,400	414,800		125	320,600	411,200	
	46	282,400	315,200	416,000		126		411,900	
	47	283,200	316,900	417,200		127		412,400	
	48	284,000	318,500	418,400		128		413,000	
	49	284,600	320,100	419,500		129		413,600	
	50	285,400	321,800	420,500		130		414,200	
	51	286,100	323,600	421,800		131		414,700	
	52	286,800	325,300	423,000		132		415,200	
	53	287,600	326,600	424,200		133		415,500	
	54	288,400	328,500	425,300		134		415,800	
	55	289,000	330,300	426,400		135		416,000	
	56	289,700	332,000	427,500		136		416,300	
	57	290,400	333,600	428,500		137		416,600	
	58	291,200	335,500	429,700		138		416,900	
	59	292,000	337,200	430,900		139		417,200	
	60	292,600	338,900	432,100		140		417,500	
	61	293,200	340,600	432,700		141		417,800	
	62	293,900	342,300	433,500		142		418,100	
	63	294,600	344,000	434,200		143		418,400	
	64	295,100	345,700	434,700		144		418,700	
	65	295,800	347,400	435,000		145		418,900	
	66	296,500	348,700	435,300		146		419,200	
	67	297,100	350,000	435,700		147		419,500	
	68	297,700	351,300	436,100		148		419,700	
	69	298,400	352,800	436,400		149		419,900	
	70	299,100	354,300	436,800		150		420,200	
	71	299,700	355,800	437,100		151		420,500	
	72	300,400	357,300	437,400		152		420,700	
	73	300,900	358,600	437,700		153		420,900	
	74	301,500	360,100	438,000		154		421,200	
	75	302,200	361,600	438,300		155		421,500	
	76	302,700	363,000	438,600		156		421,700	
	77	303,300	364,400	438,800		157		421,900	
	78	303,900	365,900	439,100		158		422,200	
	79	304,500	367,400	439,400		159		422,500	
	80	305,100	368,900	439,600		160		422,700	
					161		422,900		
					162		423,200		
					163		423,500		
					164		423,700		
					165		423,900		
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員				基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円		
				238,400	285,800	341,600	425,600		

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、
教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるもの
給料月額に、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,700
	9	328,300	434,000	484,600	601,300
	10	331,800	435,500	486,300	604,900
	11	335,200	437,000	488,100	608,500
	12	338,600	438,500	489,900	612,100
	13	342,000	439,900	491,700	615,700
	14	345,500	441,300	493,400	618,700
	15	348,900	442,800	495,200	621,200
	16	352,300	444,200	497,000	623,500
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	

定年前
再任用
短時間
勤務
職員
以外の
職員

	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職員の号	職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,200	
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,500	
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,800	

57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	424,000	
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	424,300	
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	424,600	
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	424,900	
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	425,100	
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	425,400	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	425,700	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	426,000	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	426,200	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
72	263,500	298,500	335,000	357,000	401,200		
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
78	265,000	301,000	338,100	359,700			
79	265,300	301,200	338,500	359,900			
80	265,500	301,500	339,000	360,200			
81	265,700	301,800	339,500	360,700			
82	266,000	302,000	339,800	361,000			
83	266,300	302,300	340,000	361,300			
84	266,500	302,600	340,300	361,600			
85	266,700	302,800	340,700	362,000			
86		303,000	341,100	362,300			
87		303,200	341,400	362,600			
88		303,400	341,700	362,900			
89		303,800	342,000	363,300			
90		304,000	342,200	363,600			
91		304,200	342,600	363,800			
92		304,400	342,900	364,100			
93		304,800	343,100	364,400			
94		305,000	343,400	364,800			
95		305,200	343,700	365,200			
96		305,500	343,900	365,600			
97		305,800	344,100	366,100			
98		306,000	344,400	366,500			
99		306,200	344,700	366,900			
100		306,500	344,900	367,300			
101		306,800	345,100	367,800			
102		307,000	345,300				
103		307,200	345,700				
104		307,500	345,900				
105		307,800	346,100				
106			346,400				
107			346,800				
108			347,200				
109			347,400				
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000
							383,400

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務 員 以 外 の 職	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	460,900
	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,200
	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	461,500
	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	461,800
	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	462,100
	43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200	462,400
	44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500	462,700
	45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800	463,000
	46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100	
	47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400	
	48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700	
	49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900	
	50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200	
	51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400	
	52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700	
	53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900	
	54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200	
	55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500	
	56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800	
	57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000	
	58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300	
	59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600	
	60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800	
	61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000	
	62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300	
	63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600	
	64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800	
	65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000	
	66	270,300	326,700	353,100	400,400		
	67	270,600	327,500	353,500	401,000		
	68	270,900	328,300	354,000	401,500		
	69	271,300	328,900	354,200	401,900		
	70	271,600	329,400	354,700	402,400		
	71	271,900	329,900	355,100	402,900		
	72	272,300	330,400	355,500	403,400		
	73	272,700	330,800	355,800	403,900		
	74	273,000	331,300	356,200	404,300		
	75	273,400	331,800	356,700	404,600		
	76	273,700	332,300	357,100	404,900		

77	274,000	332,600	357,300	405,100		
78	274,400	332,900	357,600	405,300		
79	274,800	333,300	358,000	405,600		
80	275,100	333,600	358,400	405,900		
81	275,300	333,900	358,700	406,100		
82	275,600	334,200	359,000	406,400		
83	276,000	334,400	359,400	406,700		
84	276,300	334,700	359,800	406,900		
85	276,500	335,100	360,100	407,100		
86	276,800	335,500	360,500	407,400		
87	277,200	335,800	360,900	407,700		
88	277,500	336,000	361,100	407,900		
89	277,800	336,500	361,400	408,100		
90	278,100	336,900		408,400		
91	278,400	337,100		408,700		
92	278,700	337,400		408,900		
93	279,000	337,800		409,100		
94	279,400	338,200				
95	279,800	338,500				
96	280,100	338,800				
97	280,300	339,000				
98	280,700	339,300				
99	281,000	339,600				
100	281,300	339,900				
101	281,600	340,300				
102	281,900	340,500				
103	282,200	340,800				
104	282,500	341,200				
105	282,700	341,600				
106	282,900	341,900				
107	283,200	342,200				
108	283,500	342,500				
109	283,800	342,800				
110	284,100	343,200				
111	284,400	343,500				
112	284,600	343,700				
113	284,900	343,900				
114	285,100	344,200				
115	285,400	344,400				
116	285,800	344,700				
117	286,100	344,900				
118	286,400					
119	286,700					
120	287,000					
121	287,200					
122	287,400					
123	287,800					
124	288,100					
125	288,300					
126	288,600					
127	288,900					
128	289,300					
129	289,500					
130	289,900					
131	290,300					
132	290,600					
133	290,800					
134	291,100					
135	291,500					
136	291,800					
137	292,000					
138	292,300					
139	292,600					
140	292,900					
141	293,100					
142	293,300					
143	293,500					
144	293,700					
145	294,100					
146	294,300					
147	294,600					
148	294,900					
149	295,200					
150	295,400					
151	295,700					
152	295,900					
153	296,200					
定年前 再任用 短時間 勤務 員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	214,100	254,800	269,600	304,400	331,900	374,800

備考 この表は、障がい者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第1号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第2号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

別記第3

特定任期付職員

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

令和7年職員給与実態調査の概要	29
第1表 部局別、給料表別職員構成	30
第2表 給料表別人員の推移	30
第3表 給料表別、学歴別職員構成	31
第4表 平均給与月額の前年比較	31
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	32
第6表 給料表別、級別平均経験年数	42
第7表 給料表別年齢構成	43
第8表 扶養手当の支給状況	44
第9表 職員の通勤状況	44
第10表 住居手当の支給状況	46

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	47
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	48
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	48
第13表 職種別給与額等	49
第14表 民間における初任給の改定状況	52
第15表 民間における賞与の配分状況	52
第16表 民間における通勤手当の支給状況	52

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	54
第17表 費目別、世帯人員別標準生計費	54

4 労働経済関係資料

第18表 労働経済指標	55
-------------	----

1 職員給与関係資料

令和7年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、令和7年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

(2) 調査の範囲

令和7年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

(3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

(4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位：人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,523	25	10	11	257	5	1	74	31	174	65	273	3,449
警察職												1,723	1,723
教育職(1)								1,196	644				1,840
教育職(2)										2,702	1,517		4,219
研究職	239				28							24	291
医療職(1)	163												163
医療職(2)	287									1			288
医療職(3)	830											2	832
福祉職	22												22
合計	4,064	25	10	11	285	5	1	1,270	675	2,877	1,582	2,022	12,827

(注) 暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」附則第22項により給料月額が決定される職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位：職員数 人、指数 %)

給料表	年月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月	R7年4月
		職員数	3,397	3,443	3,459	3,411	3,404	3,426	3,425	3,481	3,447
指数	98.5	99.8	100.3	98.9	98.7	99.3	99.3	100.9	99.9	100.0	
警察職	職員数	1,724	1,730	1,730	1,731	1,734	1,745	1,733	1,729	1,718	1,723
	指数	100.1	100.4	100.4	100.5	100.6	101.3	100.6	100.3	99.7	100.0
教育職(1)	職員数	2,160	2,134	2,100	2,063	2,020	1,953	1,942	1,914	1,862	1,840
	指数	117.4	116.0	114.1	112.1	109.8	106.1	105.5	104.0	101.2	100.0
教育職(2)	職員数	4,575	4,559	4,538	4,483	4,454	4,393	4,353	4,299	4,248	4,219
	指数	108.4	108.1	107.6	106.3	105.6	104.1	103.2	101.9	100.7	100.0
研究職	職員数	290	283	283	282	292	298	297	306	295	291
	指数	99.7	97.3	97.3	96.9	100.3	102.4	102.1	105.2	101.4	100.0
医療職(1)	職員数	146	152	153	148	152	155	160	156	165	163
	指数	89.6	93.3	93.9	90.8	93.3	95.1	98.2	95.7	101.2	100.0
医療職(2)	職員数	274	272	270	260	256	266	267	272	288	288
	指数	95.1	94.4	93.8	90.3	88.9	92.4	92.7	94.4	100.0	100.0
医療職(3)	職員数	790	839	816	796	788	794	786	798	817	832
	指数	95.0	100.8	98.1	95.7	94.7	95.4	94.5	95.9	98.2	100.0
福祉職	職員数	21	21	21	20	21	20	18	20	21	22
	指数	95.5	95.5	95.5	90.9	95.5	90.9	81.8	90.9	95.5	100.0
合計	職員数	13,377	13,433	13,370	13,194	13,121	13,050	12,981	12,975	12,861	12,827
	指数	104.3	104.7	104.2	102.9	102.3	101.7	101.2	101.2	100.3	100.0

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人 比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性 別			
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	男		女	
											職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,735	79.3	310	9.0	403	11.7	1	0.0	3,449	(100.0)	2,157	62.5	1,292	37.5
警察職	1,133	65.8	21	1.2	569	33.0	0	0.0	1,723	(100.0)	1,514	87.9	209	12.1
教育職(1)	1,705	92.7	54	2.9	80	4.3	1	0.1	1,840	(100.0)	970	52.7	870	47.3
教育職(2)	4,152	98.4	67	1.6	0	0.0	0	0.0	4,219	(100.0)	1,815	43.0	2,404	57.0
研究職	281	96.6	8	2.7	1	0.3	1	0.3	291	(100.0)	211	72.5	80	27.5
医療職(1)	163	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	163	(100.0)	132	81.0	31	19.0
医療職(2)	231	80.2	57	19.8	0	0.0	0	0.0	288	(100.0)	110	38.2	178	61.8
医療職(3)	294	35.3	519	62.4	19	2.3	0	0.0	832	(100.0)	104	12.5	728	87.5
福祉職	16	72.7	6	27.3	0	0.0	0	0.0	22	(100.0)	2	9.1	20	90.9
合計	10,710	83.5	1,042	8.1	1,072	8.4	3	0.0	12,827	(100.0)	7,015	54.7	5,812	45.3

(注)「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	令和7年(A) (円)				令和6年(B) (円)				比率 (A)/(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	334,603	8,932	4,204	347,739	325,669	8,425	5,442	339,536	102.7	106.0	77.3	102.4
警察職	338,829	13,169	3,544	355,542	325,326	12,158	4,759	342,244	104.2	108.3	74.5	103.9
教育職(1)	397,762	9,655	4,094	411,511	391,032	9,112	5,630	405,773	101.7	106.0	72.7	101.4
教育職(2)	374,034	7,113	3,864	385,011	364,938	6,490	5,299	376,726	102.5	109.6	72.9	102.2
研究職	358,739	8,055	3,758	370,553	350,151	8,080	5,164	363,395	102.5	99.7	72.8	102.0
医療職(1)	507,281	14,433	85,281	606,995	485,363	15,042	80,936	581,341	104.5	96.0	105.4	104.4
医療職(2)	332,498	7,984	3,439	343,921	319,106	6,575	4,605	330,286	104.2	121.4	74.7	104.1
医療職(3)	326,911	5,264	3,330	335,505	314,682	4,939	4,486	324,107	103.9	106.6	74.2	103.5
福祉職	338,641	2,841	3,415	344,897	324,614	2,381	4,578	331,573	104.3	119.3	74.6	104.0
合計	359,403	8,787	4,933	373,123	349,820	8,188	6,212	364,220	102.7	107.3	79.4	102.4

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」はそれぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表	号給 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		行政職	1									4		2	3		1		4	3	1		8	2		3	5	2	3	1	4	72
2										2	7	1	64	12	8	7	43	18	11	8	46	16	22	12	43	24	23	11	29	15	23	
3				1	1	1	1		1	3		1	1	5	11	7	21	23	13	13	28	13	21	14	16	13	24	24	25	17	25	
4	1				2		1			1			1	1	1		1	1	1	2	3	1	1	3	4	1	8	5	3	2	9	
5																					1										2	
6																																
7	1													1											28	8	3		2		1	
8			26	9	16	10																										
9			1	5	5	8					2																					
計																																
警察職	1				19			15	8			16	6			16	2			19	26	2		31	5	2	5	2	3	5		
	2															1				23	1	2		39	5	8	1	32	2	5		
	3											1				3		3		6		2		8	2	6		8	1	10		
	4											1		1		1		1		3			2	1	1	3	1	1		2		
	5																							1					2		2	
	6																															
	7																															
	8																													1	2	3
	9					11																										
計																																
教育職(1)	1																		1										2			
	2				16		1	17	7		1	24	3		3	23	6	2	2	23	3	5	6	14	3	7	2	13	1	13		
	3																															
	4						1		2	3	2	2	2	6	3	6	4	1	1	3									1			
	計																															
教育職(2)	1																															
	2																80		6	65	29	5	5	82	12	9	3	80	12	19		
	3																															
	4			1	13	35	52	49	22	11	12	12	6	12	3	7	1	1	2		1											
	計																															

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号給 級料	表																	
2	76	6	7	2	75	15	11	5	51	7	10	2	7	7	4	3	6	3	4	2	5				1					1	行																	
11	27	14	11	1	5	4	2	1	3	1	2		1		1			1								1				2																		
23	19	14	20	17	22	11	20	22	19	18	14	15	9	6	14	8	14	7	6	8	11	4	5	2	2	1	1		1	3																		
4	8	9	8	10	11	16	23	7	12	13	12	13	9	15	12	10	13	18	12	11	13	12	17	11	11	5	7	6	5	4																		
2		1		1		1	2	1	2	3	1	5	5	6	11	4	12	10	8	10	13	11	13	11	13	10	13	14	8	5																		
								1		1				2	6	20	9	34	11	15	5	23	12	11	14	12	8	12	11	6	政																	
										1													1							7																		
																															8																	
																															9	職																
																	計																															
1	5	1	1	1	4	2			1	2		1			1					1										1	警																	
1	29	4	7	1	23	3	7	3	15	3	8	3	5	3	9	5	11	3	7	3	14	1	1							2																		
	15	1	6	3	6	2	9	1	7	4	10	3	18	5	14	6	12	4	12	5	20	4	7	8	12	5	5	2	8	3																		
1	3	2	6	1	4	2	7	5	15	3	9	6	16	6	12	7	15	5	13	8	6	5	15	9	15	4	10	7	8	4																		
			2			5	10	7	1	3	9	2	5	7	3	2	3	3	6	4	3	6	9	7	6	8	8	6	6	5																		
							1		1				1	3	3	1		1		1		2	2	1		1	1		3	6	察																	
									1	2	2	10	1	2		3	2	1			1			1				3		7																		
3					1	1		1																						8																		
																															9	職																
																	計																															
		1				1				1				1	1					1		1								1	1																	
3	10	3	9	7	7	5	15	3	6	4	7	2	7	9	13	8	13	5	14	2	16	8	17	8	15	3	14	8	12	2	教育職																	
										1	1	1	7		3	4	10	1	2	1	3		1		2	2	4		1	3																		
																															4	(1)																
																	計																															
																															1	教育職																
6	71	6	23	2	68	9	31	2	54	9	42	8	71	9	53	9	48	7	60	15	61	10	62	9	48	9	46	8	40	2																		
																			1	1					1					3																		
																															4	(2)																
																	計																															

給料表	給 級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90		
		行	1	1										1					1														
	2																																
	3	1	1		1	2	1				2								1		3			1	1								
	4	5	1	2		2	1	1	2	5	4	2	4	3	2		5	5	2	3	4	1	10	4	3	1	4	5	3	2	1		
政	5	11	18	17	15	18	15	18	15	9	18	18	20	13	14	15	20	23	11	20	20	9	15	10	21	299							
	6	13	11	6	11	6	4	10	8	6	4	4	1	1				1	2			16											
	7																																
	8																																
職	9																																
	計																																
警	1																																
	2						1																										
	3	2	7	2	5	6	5		1	1	1	1	4		1	1	3	2		1		1	2		2		1		1	1	1		
	4	5	12	6	10	7	9	4	8	3	3	5	2	3	2	1		5	2	3	5	4	3	2			2	3	3				
察	5	9	3	6	8	5	5	4	4	1	2	9	6	7	5	1	7	6	6	2	2	5	2	3		1	1		2	4			
	6	4	1	7	4	3	1	2	1		3	3	5	4	4	2	2	6	2		4		2	1	3	25							
	7	1		2	2	1		2			1		3																				
	8																																
職	9																																
	計																																
教育職	1	1			1			1		1	1			1								2				1							
(1)	2	7	13	14	16	8	12	9	11	15	10	10	8	9	14	13	5	14	7	17	7	14	9	17	10	11	7	7	7	12	10		
	3		1					1																									
	4																																
	計																																
教育職	1																																
(2)	2	13	37	21	43	13	40	21	33	15	38	25	28	28	21	25	32	25	24	17	36	29	29	28	25	25	21	26	22	20	24		
	3	1	43	13	12	5	34	8	19	3	10	16	9	21	4	10	4	10	2	3	5	2	3		2	2	1		1				
	4																																
	計																																

(単位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	号給 級表	
																															1
																															2
		1			1				1			1						2												3	
7	2	2	1	1		6																								4	
																															5
																															6
																															7
																															8
																															9
計																															
																														1	
																															2
1		1	1	4	1		1	1				1			1	1									1	1				3	
4	3	3	4			2	1	2	2	3	1	5	2	1	2	5	1	2	1	2	1	2		2	2		4	1	2	4	
4	3	33																													5
																															6
																															7
																															8
																															9
計																															
1		1						2		2		1	1		1	2		1		1	1			1		1				1	
8	7	12	9	12	9	4	8	16	6	11	5	12	8	12	5	13	6	14	6	7	5	10	6	16	10	17	12	24	8	2	
																															3
																															4
計																															
																															1
25	14	24	13	32	10	19	13	17	16	16	10	19	11	26	22	30	17	25	15	20	19	16	13	19	17	16	15	25	15	2	
																															3
																															4
計																															

給料表	給 級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	
		行政職	1																													
2						1																										
3																																
4																																
5																																
6																																
7																																
8																																
9																																
計																																
警察職	1																															
	2																															
	3				1						1																					
	4		3	1	1	10																										
	5																															
	6																															
	7																															
	8																															
	9																															
	計																															
教育職(1)	1																															
	2	16	8	14	8	14	8	17	6	15	7	18	14	18	9	11	22	16	23	12	14	16	32	12	40	23	34	30	45	23	45	
	3																															
	4																															
	計																															
教育職(2)	1																															
	2	11	13	21	11	33	15	25	21	24	20	24	26	15	22	31	25	27	15	24	12	20	9	27	19	27	12	25	15	21	22	
	3																															
	4																															
	計																															

(単位：人)

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用等		
																			434	231,607	1	行			
																			532	258,570	2		9		
																			676	302,153	3		98		
																			492	364,376	4		5		
																			876	394,325	5		27		
																			311	409,752	6		2		
																			46	431,600	7				
																			61	469,536	8		1		
																			21	527,819	9				
																			3,449	334,603	計		142		
																				203	247,784	1	警		
																				289	279,703	2		1	
																				334	305,840	3		3	
																				430	359,303	4		15	
																				292	410,067	5		4	
																				111	426,839	6			
																				41	440,951	7			
																				12	456,533	8			
																				11	485,500	9			
																			1,723	338,829	計		23		
																				36	309,695	1	教育職	8	
19	28	35																		1,721	396,305	2		223	
																				46	457,002	3			
																				37	477,562	4		(1)	
																			1,840	397,762	計			231	
																						1	教育職		
18	29	29	43	39	52	44	55	30	37	25	30	6	21	27						3,733	365,750	2		329	
																					246	431,663		3	
																					240	443,812		4	(2)
																			4,219	374,034	計		329		

(注)1 平均給料には調整額・教職調整額を含む。

(注)2 「再任用等」には暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、「福井県一般職の給与に関する条例」附則第 22 項により給料月額が決定される職員を含む。

給料表	号給 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		研究職	1																													
2						7	2	2	3	1			5	1		14	1				4		4		4	2	3		3	1	3	
3	1		1		1	2	1	1	1	4	3	3	2		5		2	2	3		1	2	4	1	3	2	2	1	2	1	2	
4																																
5							1	3																								
計																																
医療職 (1)	1	2			3				1												1											
	2	19		8																												
	3	14		2			1	4				4	2	1		2	1	3	1	4				2	1	1	2	2	3	1		
	4					21	5	4	4	8	7	3	5	3	4																	
	計																															
医療職 (2)	1																															
	2					1			7	1			5			1	4		2	1	6	2	1	1	9	2	3		2			
	3															5	3	3	2	3		1		2	5	2	3	1	2		3	
	4																					1	3	1	2	2		2	1	2	6	
	5																				1	2	5	4	6	4	5	7	2	3	2	
	6																								1							
	7											1	1			1																
計																																
医療職 (3)	1																															
	2						3				26			43		6		32	3	10	1	22	5	5	2	10	8	8	6	12		
	3										7	4	7	3	9	9	5	5	11	12	11	7	5	7	8	2	6	1	7	5	4	
	4								2							1		2	2	1	2	2	2	5	2	1	2	3	5	3		
	5									2	1	2	1	1	3	2	4	3	5	3	3	2	2	2	6	4	1	9	2	4	1	8
	6																															
	7												1																			
計																																
福祉職	1															1						1		2					1			
	2																							1					1			
	3																										1					
	4																															
	5																															
	6																															
計																																

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号級	給料表			
																																1	研究職	
	5	1			4	1	2	1	3	1					3		1														1	2		
2	2	3	3	4	3	2	1	1	1	2	1	4	1	1	1		1	1	2	1	1	3	2	2			1	1	1	1	3			
9				6		1		5	4			1		3		4	1		1	2	1	1		1		1					4			
																																5		
																														計				
																																1	医療職	
																																2		
	1	1			1			1		1		1						2		1	1									1	3			
																																4		
																														計	(1)			
																																1	医療職	
	6			1																												2		
	2		1							1																						3		
1	5	1	2	4	1	1	5	7	2	3				1																	4			
6	1		2	1	2	3	1	1		4	1	1	2	1				1	1	3	3	1	3	1	3	1				1	5			
7									3	1		1		1						1												6		
																																7		
																														計	(2)			
																																1	医療職	
4	9	2	9	3	7		5	2	1		2			2																		2		
5	2	4	1	1	1	1	2		2	1	1	1	1	1	1		1									1					1	3		
1	4	2	1	2	1	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1							4			
5	5	2	11	7	4	7	3	9	5	6	7	2	7	3	1	4	5	4	3	5	3	2	4	6	5	4	4	4	4	2	5			
1	7	1			1					2																						6		
																																7		
																														計	(3)			
											1																					1	福祉職	
												1										1										2		
		1	2	1																														3
								1			1				1							1												4
																																		5
																																		6
																														計				

給料表	号給 級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90		
		研究職	1																														
	2																																
	3	2	1			1	1		2			1	1	2	1	2						4	43										
	4																																
	5																																
	計																																
医療職	1																																
	2																																
	3													3																			
(1)	4																																
	計																																
医療職	1																																
	2																																
	3																																
	4																																
(2)	5		1			1	1		1	2	2			1	1	3	25																
	6																																
	7																																
	計																																
医療職	1																																
	2																																
	3				1																												
	4	1	1	1	1			1	1	1		1			1																		
(3)	5	1	2	5	1	2	3	4	3	5	6	2	4	2	2	1	2	2	1	3	3	2	3	2	2	59							
	6																																
	7																																
	計																																
福祉職	1																																
	2																																
	3																																
	4														1			1				1											
	5																																
	6																																
	計																																

(単位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号給/ 級	給料表	再任用等	
																						1			
																					83	279,752	2	研	1
																					163	377,414	3	究	12
																					41	430,707	4	職	
																					4	499,050	5		
																					291	358,739	計		13
																					7	305,557	1	医	
																					27	407,693	2	療	
																					65	493,946	3	職	
																					64	584,902	4	(1)	
																					163	507,281	計		
																						1			
																					55	252,542	2	医	
																					39	284,462	3	療	4
																					53	321,055	4	職	
																					123	376,825	5		3
																					15	407,280	6	(2)	
																					3	433,667	7		
																					288	332,498	計		7
																						1			
																					248	268,354	2	医	1
																					164	297,958	3	療	5
																					75	328,427	4	職	
																					332	380,893	5		1
																					12	420,525	6	(3)	
																					1	438,200	7		
																					832	326,911	計		7
																					6	256,167	1	福	
																					4	318,225	2	祉	
																					5	348,700	3	職	
																					7	413,814	4		
																							5		
																							6		
																					22	338,641	計		

(注)1 平均給料には調整額・教職調整額を含む。

(注)2 「再任用等」には暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」附則第22項により給料月額が決定される職員を含む。

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表 \ 級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
行政職	男	2.5	6.8	13.6	22.8	29.3	31.3	32.8	33.4	35.2	19.7
	女	3.1	7.0	14.1	23.5	30.4	32.5	33.5	34.1	35.0	17.9
	計	2.8	6.9	13.8	23.0	29.7	31.7	32.9	33.5	35.2	19.1
警察職	男	2.2	6.7	12.9	19.1	25.6	27.0	31.5	31.8	33.7	16.5
	女	2.4	6.9	13.4	20.4	24.2	26.0	30.0			12.1
	計	2.3	6.7	13.0	19.2	25.5	27.0	31.4	31.8	33.7	16.0
教育職(1)	男	13.4	21.0	31.4	34.0						21.5
	女	16.2	21.3	30.9	34.4						21.5
	計	14.3	21.1	31.3	34.1						21.5
教育職(2)	男		15.0	30.5	35.5						18.3
	女		17.0	30.4	35.7						18.1
	計		16.2	30.4	35.6						18.2
研究職	男		5.3	21.0	33.5	36.5					19.3
	女		4.7	19.3	31.0						15.0
	計		5.1	20.6	33.0	36.5					18.1
医療職(1)	男	3.3	7.7	18.5	32.4						22.3
	女	2.0	7.9	17.8	33.3						18.2
	計	3.1	7.8	18.3	32.5						21.5
医療職(2)	男		4.1	8.5	14.2	22.8	31.3	33.5			17.2
	女		3.6	9.9	14.8	23.2	31.6	35.0			16.1
	計		3.7	9.5	14.5	23.1	31.5	34.0			16.5
医療職(3)	男		3.6	11.2	14.6	21.9					13.5
	女		4.2	11.0	16.8	25.4	35.3	39.0			15.7
	計		4.1	11.0	16.5	25.0	35.3	39.0			15.4
福祉職	男	1.0		15.0							8.0
	女	1.8	11.5	15.5	25.7						14.9
	計	1.7	11.5	15.4	25.7						14.2

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	計
行政職	男	4	129	241	267	282	255	289	338	348	4	2,157
	女	3	124	211	167	143	128	175	189	152		1,292
	計	7	253	452	434	425	383	464	527	500	4	3,449
警察職	男	31	121	220	222	243	261	184	137	95		1,514
	女	11	31	51	29	37	22	17	10	1		209
	計	42	152	271	251	280	283	201	147	96		1,723
教育職(1)	男		32	80	103	112	130	135	175	203		970
	女		44	70	82	90	97	133	195	159		870
	計		76	150	185	202	227	268	370	362		1,840
教育職(2)	男		116	231	294	245	188	211	217	313		1,815
	女		171	333	340	293	272	321	326	348		2,404
	計		287	564	634	538	460	532	543	661		4,219
研究職	男		8	33	23	33	23	23	28	39	1	211
	女		8	13	12	15	10	2	13	7		80
	計		16	46	35	48	33	25	41	46	1	291
医療職(1)	男		1	6	25	11	22	15	14	22	16	132
	女			4	6	2	11		5		3	31
	計		1	10	31	13	33	15	19	22	19	163
医療職(2)	男		4	12	14	30	19	10	11	10		110
	女		10	27	27	35	31	19	15	14		178
	計		14	39	41	65	50	29	26	24		288
医療職(3)	男		9	13	29	12	21	15	2	3		104
	女		99	121	109	82	115	83	70	49		728
	計		108	134	138	94	136	98	72	52		832
福祉職	男		1			1						2
	女		4	1	2	5	3	2	3			20
	計		5	1	2	6	3	2	3			22
合計	男	35	421	836	977	969	919	882	922	1,033	21	7,015
	女	14	491	831	774	702	689	752	826	730	3	5,812
	計	49	912	1,667	1,751	1,671	1,608	1,634	1,748	1,763	24	12,827

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

扶養親族数	区分	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
1 人		1,540	305
2 人		1,911	348
3 人		1,080	452
4 人		249	178
5 人		37	32
6 人以上		6	2
計		4,823	1,317

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	0.8	1.2	0.8	0.6	0.7	1.5	0.7	0.4	0.2	0.8

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

(単位：人)

部局	区分 職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者				併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
			自転車	原動機付 自転車等		小計 (B)		
				自動車				
知事部局	4,064	484	189	6	2,258	2,453	216	3,153
各種委員会	337	63	19	0	186	205	29	297
県立学校	1,945	11	8	1	1,731	1,740	7	1,758
小・中学校	4,459	5	7	1	3,818	3,826	5	3,836
警察本部	2,022	131	45	3	1,365	1,413	38	1,582
計	12,827	694	268	11	9,358	9,637	295	10,626

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位:人)

区分(km)	交通用具	部局						計	区分(km)	知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部	計
		知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部	計								
2以上 3未満	自転車	119	13	3	2	22	159	30 ~ 32	43	7	34	15	13	112	
	原動機付自転車	3				1	4								
3 ~ 4	自動車	186	14	104	345	126	775	32 ~ 34	36		19	13	14	82	
	自転車	43	3	1	2	16	65								
	原動機付自転車	1				2	3								
4 ~ 5	自動車	231	16	115	350	128	840	34 ~ 36	25		15	9	6	55	
	自転車	14	3	1	1	1	20								
	原動機付自転車														
5 ~ 6	自動車	150	11	137	373	101	772	36 ~ 38	20	1	8	5	10	44	
	自転車	4		1		3	8								
	原動機付自転車														
6 ~ 8	自動車	122	11	112	355	94	694	38 ~ 40	13		8	2	4	27	
	自転車	2		1	1	2	6								
	原動機付自転車			1			1								
8 ~ 10	自動車	239	17	165	541	158	1,120	40 ~ 42	14	2	6	7	8	37	
	自転車	2				1	3								
	原動機付自転車														
10 ~ 12	自動車	159	14	148	419	124	864	42 ~ 44	20		15	3	7	45	
	自転車	1					1								
	原動機付自転車														
12 ~ 14	自動車	155	17	157	349	118	796	44 ~ 46	17	1	10	3	2	33	
	自転車	3		1	1		5								
	原動機付自転車	1					1								
14 ~ 16	自動車	106	12	112	270	76	576	46 ~ 48	9		5		5	19	
	自転車														
	原動機付自転車														
16 ~ 18	自動車	115	12	119	240	59	545	48 ~ 50	9		4	2		15	
	自転車														
	原動機付自転車														
18 ~ 20	自動車	109	15	103	135	53	415	50 ~ 52	2		1		2	5	
	自転車														
	原動機付自転車														
20 ~ 22	自動車	94	10	67	104	45	320	52 ~ 54	1			1	1	3	
	自転車	1					1								
	原動機付自転車														
22 ~ 24	自動車	95	6	75	79	33	288	54 ~ 56	5				1	6	
	自転車														
	原動機付自転車														
24 ~ 26	自動車	64	7	53	64	31	219	56 ~ 58	5			1	2	8	
	自転車				1		2								
	原動機付自転車	1													
26 ~ 28	自動車	60	5	41	50	62	218	58 ~ 60	6		1		1	8	
	自転車														
	原動機付自転車														
28 ~ 30	自動車	50	6	54	32	43	185	60 ~	33		4	5	6	48	
	自転車														
	原動機付自転車														
計	自転車	65	2	39	46	32	184	計	189	19	8	7	45	268	
	原動機付自転車														
	自動車														
									6		1	1	3	11	
									2,258	186	1,731	3,818	1,365	9,358	

第10表 住居手当の支給状況

(単位:受給者数 人 手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)				借家・借間に係る受給者一人当たり平均手当額
		借家・借間			小計	
		手当額11,000円以下の受給者	手当額11,000円超28,000円未満の受給者	手当額28,000円以上の受給者		
行政職	624	4	370	250	624	25,354
警察職	269	1	153	115	269	25,211
教育職(1)	329	1	197	131	329	25,529
教育職(2)	812	3	501	308	812	25,102
研究職	79		54	25	79	25,042
医療職(1)	43		8	35	43	27,395
医療職(2)	57		36	21	57	25,360
医療職(3)	172		108	64	172	25,455
福祉職	2		1	1	2	27,500
計	2,387	9	1,428	950	2,387	25,312

配偶者の居住する借家・借間	受給者数	受給者一人当たり平均手当額
		17

(注) 「借家・借間」および「配偶者の居住する借家・借間」には、職員の居住する借家・借間に係る住居手当および配偶者の居住する借家・借間に係る住居手当の両方を受給している職員(1名)を含む。

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 402 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記（3）の ア に記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により 10 層に層化し、統計的手法に則って各層から 109 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 11 表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係 344 人（うち行政職に相当する調査実人員 341 人）、初任給関係以外の調査職種 5,209 人（うち行政職に相当する調査実人員 5,010 人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、23,171 人であり、行政職に相当するものは 19,393 人である。

(5) 集 計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	96	31	42	23
農業、林業、漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	10	2	3	5
製造業	43	14	21	8
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	10	4	3	3
卸売・小売業	9	3	5	1
金融・保険業、不動産業	2	2	0	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	22	6	10	6

- (注) 1 上記のほか、調査不能等の事業所が13事業所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
事務・ 技術関係	新卒事務員	大学卒	225,396	233,339	221,625	213,900
		短大卒	194,743	192,428	196,016	—
		高校卒	184,589	192,489	179,046	186,000
	新卒技術者	大学卒	241,393	254,194	236,992	231,800
		短大卒	198,138	205,000	197,821	220,000
		高校卒	195,099	201,093	190,403	198,800
	新卒事務員・技術者計	大学卒	231,943	240,745	228,263	225,087
		短大卒	196,557	194,000	197,153	220,000
		高校卒	191,563	198,319	186,462	195,142

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 職種別給与額等

公民給与比較の職種

企業規模計(100人以上)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	3	57.9	674,651	42	674,609	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	7	54.4	762,371	0	762,371	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	93	53.1	563,007	3,792	559,215	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	103	52.3	662,309	1,898	660,411	同上
事務部次長	64	51.2	542,702	9,156	533,546	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長－課長間)
技術部次長	55	50.7	589,379	807	588,572	同上
事務課長	223	50.0	492,362	8,275	484,087	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
技術課長	316	49.3	568,683	11,899	556,784	同上
事務課長代理	142	47.4	424,008	35,106	388,902	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職 ・ 中間職(課長－係長間)
技術課長代理	37	46.4	450,507	27,258	423,249	・ 同上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・技術関係職種	事務係長	236	45.5	394,450	47,355	347,095	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係の長 ・ 係長級専門職
	技術係長	328	46.3	516,027	83,227	432,800	同上
	事務主任	339	42.1	341,671	33,732	307,939	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長一係員間)
	技術主任	471	40.9	436,404	58,424	377,980	同上
	事務係員	863	37.5	300,533	25,141	275,392	
	技術係員	1,006	34.4	322,490	33,829	288,661	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種	
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長
7級		
6級	課長代理	課長
5級		
4級	係長	課長代理
3級		係長
2級	主任	主任
1級	係員	係員

第 14 表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 採用あり	初任給の改定状況		
		増 額	据置き	減 額
		大 学 卒	48.7	(76.8)
高 校 卒	30.2	(64.8)	(30.9)	(4.3)

(注) 1 () 内は、採用がある事業所を 100 とした割合である。

2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所で、事務員と技術者のみを対象として集計したものである。

第 15 表 民間における賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
43.3	56.7	48.6	51.4

(注) 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 16 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する					支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
100.0	(19.8)	(61.4)	(0.0)	(18.8)	0.0

(注) 1 () 内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。(その 2 において同じ。)

その2 外部の駐車場を利用する自動車利用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する					支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
15.0	(0.0)	(50.0)	(0.0)	(50.0)	85.0

(注) ()内は、外部の駐車場を利用する自動車利用者に対する駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、費用別、世帯人員別に算定した。

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 … 食料
- 住居関係費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 … 被服および履物
- 雑費Ⅰ … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ … その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	34,310円	46,350円	59,280円	72,200円	85,130円
住居関係費	49,880	64,750	54,040	43,330	32,610
被服・履物費	4,380	3,150	5,020	6,890	8,750
雑費Ⅰ	22,340	32,740	45,600	58,440	71,300
雑費Ⅱ	8,760	14,260	18,650	23,050	27,450
合計	119,670	161,250	182,590	203,910	225,240

その2 全国

【令和7年人事院勧告 参考資料より】

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	35,770円	48,320円	61,800円	75,270円	88,750円
住居関係費	46,760	60,700	50,660	40,620	30,570
被服・履物費	6,230	4,480	7,140	9,800	12,450
雑費Ⅰ	25,660	37,610	52,370	67,120	81,890
雑費Ⅱ	10,640	17,320	22,660	28,010	33,350
合計	125,060	168,430	194,630	220,820	247,010

4 労働経済関係資料

第18表 労働経済指標

項目		年月		令和6年								令和7年						
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
民間給与・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全産業	現金給与総額	全 国	金額(円)	330,504	334,010	602,589	459,951	327,096	326,714	328,293	344,743	741,317	327,445	323,728	347,260	338,252	
				前年同月比 (%)	2.0	2.5	4.4	3.7	3.1	3.1	2.9	4.4	4.9	2.2	3.3	2.1	2.4	
			福 井 県	金額(円)	286,928	283,038	509,630	419,005	287,627	287,781	281,800	296,803	674,257	288,644	285,348	304,157	299,698	
			前年同月比 (%)	0.5	1.0	7.1	1.4	3.2	2.1	0.2	△ 7.6	6.4	3.9	2.8	3.5	4.5		
		きまってる支給する給与	全 国	金額(円)	316,529	315,038	317,112	317,490	315,918	316,549	319,057	319,881	319,913	314,095	313,462	316,657	323,962	
			前年同月比 (%)	2.3	2.8	2.8	2.8	3.2	2.8	2.9	3.1	3.1	2.6	1.8	1.4	2.3		
			福 井 県	金額(円)	280,687	276,379	280,484	279,102	279,629	280,447	280,117	283,110	282,474	278,023	283,158	279,532	287,528	
			前年同月比 (%)	0.9	0.6	0.7	0.8	1.5	1.3	0.6	0.2	1.1	2.0	3.0	1.9	2.4		
		製造業	きまってる支給する給与	全 国	金額(円)	341,597	340,462	344,058	345,759	342,706	344,859	348,512	349,175	347,884	342,186	346,288	347,952	356,402
				前年同月比 (%)	2.3	3.3	2.8	3.1	3.4	3.0	3.3	3.0	3.3	4.2	4.2	3.8	4.3	
				福 井 県	金額(円)	309,292	304,963	310,720	313,421	309,748	311,333	313,196	315,376	312,748	304,502	312,340	310,213	322,836
				前年同月比 (%)	2.6	3.3	3.0	4.3	4.2	3.9	3.5	4.0	2.8	2.8	3.6	3.1	4.3	
	全産業	総実労働時間数	全 国	(時間)	147.5	143.6	145.6	148.0	138.3	139.5	146.7	146.4	142.2	135.0	135.6	138.1	145.4	
			うち所定外労働時間数(時間)	12.2	11.5	11.6	11.8	10.8	11.5	12.2	12.1	11.7	11.1	11.4	11.8	12.0		
			福 井 県	(時間)	150.0	143.1	150.4	148.6	139.8	143.7	147.1	150.2	146.2	131.6	142.1	136.2	147.4	
			うち所定外労働時間数(時間)	10.5	9.6	10.1	9.8	9.6	10.3	10.4	10.8	10.4	9.3	10.3	9.9	10.1		
生計費 (総務省家計調査)	消費支出 (全世帯)	全 国 (集計世帯数 7,233)	金額(円)	313,300	290,328	280,888	290,931	297,487	287,963	305,819	295,518	352,633	305,521	290,511	339,232	325,717		
			前年同月比 (%)	3.4	1.4	1.9	3.3	1.5	1.8	1.3	3.0	7.0	5.5	3.8	6.4	4.0		
		福 井 市 (集計世帯数 93)	金額(円)	267,850	283,275	295,672	337,651	278,628	327,185	431,925	294,868	354,467	314,938	306,335	356,455	364,476		
			前年同月比 (%)	△ 2.2	12.9	17.4	26.6	△ 14.5	13.0	30.6	13.4	0.8	13.8	7.2	17.0	36.1		
消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比 (%)	2.5	2.8	2.8	2.8	3.0	2.5	2.3	2.9	3.6	4.0	3.7	3.6	3.6			
	福 井 市	前年同月比 (%)	1.7	2.6	2.0	1.8	2.0	1.7	1.6	2.1	3.0	3.9	3.2	3.3	3.2			
完全失業率 (総務省)	全 国	(%)	2.6	2.6	2.5	2.6	2.5	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5			
	福 井 県	(%)	1.5			1.0			0.7			1.2			1.2			
有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国	(倍)	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26			
	福 井 県	(倍)	1.77	1.74	1.72	1.72	1.75	1.76	1.76	1.74	1.74	1.70	1.67	1.68	1.72			
鉱工業生産指数 福井県政策統計・情報課	全 国	前年同月比 (%)	△ 2.0	0.7	△ 8.2	2.6	△ 4.9	△ 3.2	0.8	△ 3.3	△ 2.2	2.2	0.1	1.0	0.5			
	福 井 県	前年同月比 (%)	8.4	10.5	2.8	10.6	△ 1.5	3.7	1.7	2.9	5.1	8.7	△ 3.8	4.4	△ 0.4			

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30人以上の事業所を対象とした。
 2 消費支出についての集計世帯数は、令和6年4月から令和7年4月までの1か月平均を示す。
 3 福井県の令和7年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。